

重要事項説明書 (指定地域移行支援用)

1 指定地域移行支援をおこなう事業所について

(1) 事業所について

運営法人	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会
法人代表者	会長 大原 喜美子
事業所名称	東村山市基幹相談支援センター
地域相談支援の種類	指定地域移行支援
サービスの主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病等対象者
東京都指定事業所番号	1333600011号 (平成25年4月1日指定) (平成31年4月1日更新)
事業所所在地	東京都東村山市野口町1-25-15
連絡先 相談担当者名	電話:042-394-1555 FAX:042-393-0411 担当:稲森・西郷・鈴木・野上
主たる事業実施地域	東京都東村山市全域

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができること
運営方針	関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携をはかり、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝祭日および、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後5時

(4) 指定地域移行支援の可能な日と時間帯

地域移行支援実施日	月曜日から金曜日 (祝祭日および、12月29日から1月3日までを除く)
実施時間	午前9時から午後5時

(5) 事業所の職員体制

管理者	稲森 直孝
-----	-------

管理者・主任相談支援専門員		1名 (常勤・兼務)
職務内容	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	
相談支援専門員		4名 (常勤・兼務2名) (非常勤・兼務1名)
職務内容	<p>1 指定地域移行支援従事者に対する技術的指導及び助言を行います。また、自らも基本相談支援及び指定地域移行支援を行います。</p> <p>2 地域相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>	
地域移行支援従事者		2名 (常勤・兼務1名) (非常勤・兼務1名)
職務内容	<p>【基本相談支援】</p> <p>障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、区市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>	

	<p>【指定地域移行支援】</p> <p>障害者支援施設等へ入所又は精神科病院へ入院している障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。</p>
	<p>事務員</p> <p>1名 (非常勤)</p>
職務	<p>地域相談支援給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。</p>

2 提供する指定地域移行支援の内容

<p>地域移行支援計画の作成・交付</p>	<p>利用者の意向、適性、障がいの特性等を踏まえ、地域移行支援計画を作成し、交付します。</p> <p>地域移行支援計画は、指定特定相談支援事業所、利用者が現在居所としている病院・施設等、サービスの支給決定を行っている自治体等にも写しを交付します。</p> <p>計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行います。</p>
<p>地域生活に移行するための活動に関する支援</p>	<p>利用者との面接により、利用者の心身の状況等を把握し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じます。また、地域移行のための指定障害福祉サービス事業所等への外出の際に同行し、必要な支援を行います</p> <p>なお、面接又は同行支援は、おおむね週に1回、少なくとも月に2回行います。</p>
<p>指定障害福祉サービスの体験的な利用支援</p>	<p>利用者の状況等に応じ、地域生活へ移行するために必要な指定障害福祉サービスの体験的な利用を支援します。</p>
<p>体験的な宿泊支援</p>	<p>指定障害福祉サービス事業者や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者との連絡調整を行い、利用者の相談に応じながら、一人暮らしに向けた体験的な宿泊の支援を行います。</p>

※指定地域移行支援の実施にあたっては、区市町村や指定障害福祉サービス事業者等と

れんらくちようせい おこな じゆうきよ かくほ ぎようせいきかん てつづ どう りようしゃまた
 の連絡調整を行います。また、住居の確保や行政機関の手続き等について、利用者又はそ
 かぞく おこな こんなん ばあい りようしゃ どうい え だいこう
 の家族が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得て代行します。

3 提供する指定地域移行支援の利用者負担額について

<p>していちいきいこう 指定地域移行 しえん 支援</p>	<p>そうだん かか りようしゃふたながく ほっせい 相談に係る利用者負担額は発生しません。</p> <p>どうじぎようしよ どうきようどくこみんけんこうほけんだんたいれんごうかい い か ほうしゅう じゆ 当事業所は東京都国民健康保険団体連合会より以下の報酬を受 りよう 領します。(1 単位 10.90 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援サービス費(Ⅲ):2,422単位(26,399円)/月 ・初回加算:500単位(5,450円)/月 ・集中支援加算:500単位(5,450円)/月 ・退院・退所月加算:2,700単位(29,430円)/月 ・障害福祉サービス事業の体験利用加算(Ⅰ): 500単位(5,450円)/月 ・障害福祉サービス事業の体験利用加算(Ⅱ): 250単位(2,725円)/月 ・体験宿泊加算(Ⅰ):300単位(3,270円)/月 ・体験宿泊加算(Ⅱ):700単位(7,630円)/月 <p>じようきほうしゅう じゆりようご じゆりようつうち わた かなら ほかん 上記報酬の受領後、受領通知をお渡しますので、必ず保管をお ねが 願います。</p>
<p>こうつうひ 交通費</p>	<p>つうじょう じぎょう じっしちいきいがい ちいき しょうがいしゃにゆうしよせつ せいしんか 通常の事業の実施地域以外の地域の障害者入所施設や精神科 びょういんどう ほうもん していちいきいこうしえん ていきょう ばあい ひつよう 病院等を訪問して指定地域移行支援を提供する場合は、必要な こうつうひ 交通費をいただく場合があります。</p> <p>こうきょうこうつうきかん りよう ばあい うんちん じっぴ 公共交通機関を利用した場合・・・運賃の実費</p> <p>じぎょうしゃ じどうしゃ しょう ばあい ちゅうしゃじょうだい じっぴ 事業者の自動車を使用した場合・・・駐車場代の実費</p>
<p>た ひよう その他の費用</p>	<p>りようしゃ じぎょう ひつよう じっぴ ふたん 利用者の事情により必要となる実費をご負担いただくことがありま す。その際は、書面によって利用者への説明を行い、利用者の同意 さい しよめん りようしゃ せつめい おこな りようしゃ どうい をいただきます。</p>

4 交通費及びその他の費用の支払い方法について

<p>交通費及びその 他の費用の 支払い方法につ いて</p>	<p>交通費及びその他の費用について、指定地域移行支援を実施した月の翌月5日までに利用月分の請求書をお届けします。指定地域移行支援実施の記録と内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金での支払い</p> <p>(イ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いいたします。なお、振込手数料は利用者負担となりますので、ご了承ください。</p>
---	--

5 指定地域移行支援の提供にあたっての留意事項

(1) 区市町村の支給決定内容等の確認

指定地域移行支援の提供に先立って、受給者証に記載された地域相談支援給付決定の内容・有効期間・地域相談支援給付量等を確認させていただきます。受給者証の住所、地域相談支援給付内容等に変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定地域移行支援提供時に、担当者を決定します。ただし、緊急時の対応等においては、担当者以外の職員が対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対して指定地域移行支援提供上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、管理者などにご遠慮なく相談ください。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)

もとに基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。

ぎゃくたいぼうし かん せきにしんしゃ 虐待防止に関する責任者	せいかつしえんかちやう くずの あきら 生活支援課長 葛野 章
------------------------------------	------------------------------------

- ② 虐待を受けていると思われる場合には、区市町村に通報します。

ひがしむらやましやくしよ けんこうふくしぶ しょうがいしえんか でんわ
 東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 (電話:042-393-5111)

- ③ 成年後見制度の利用を支援します。

- ④ 苦情解決体制を整備しています。

- ⑤ 虐待防止のための研修を従業者に対して実施しています。

7 秘密の保持と個人情報保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	じぎやうしゃ りやうしゃ こじんじやうほう 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する ほうりつ およ こうせいろどうしやう さくてい ふくしじぎやうしゃ こじんじやうほう 法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の てきせつ と あつか じゆんしゆ てきせつ と あつか つと 適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努 めるものとします。 していっばんそうだんしえんじぎやうしよ じゆうぎやうしやおよ かんりしや い か じゆうぎやうしやどう ○ 指定一般相談支援事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」と いう。)は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由 なく、第三者に漏らしません。 ひみつ ほじ ぎむ していちいきいこうしえん けいやく しゆうりやう ○ また、この秘密を保持する義務は、指定地域移行支援の契約が終了し たあとにおいても継続します。 じぎやうしゃ じゆうぎやうしやどう ぎやうむじやうし え りやうしやまた かぞく ひみつ ○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を 保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後に おいても、その秘密を保持するべき旨を、従業者等との雇用契約の内容 とします。
② 個人情報の保護について	じぎやうしゃ りやうしゃ ぶんしよ どうい え かぎ ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス たんどうしやかいぎどう しやう どう た しょうがいふくし じぎやうしやどう 担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、 りやうしや こじんじやうほう ていきやう りやうしや かぞく こじんじやうほう 利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報につ いても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サ ービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者

	<p>かぞく こじんじょうほう ていきょう の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--	--

8 緊急時の対応方法について

指定地域移行支援の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 身分証携行義務

指定地域移行支援従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 連絡調整に対する協力

事業者は、指定地域移行支援の利用について区市町村又は指定特定相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

13 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定地域移行支援の提供に当り、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

14 記録の整備

- ① 指定地域移行支援の実施ごとに、その提供日、内容等を記録し、指定地域移行支援の提供終了時に利用者の確認を受けます。
- ② 地域移行支援計画、利用者に関する区市町村への通知に係る記録、利用者からの苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録を整備します。
- ③ これらの記録は指定地域移行支援完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

15 苦情解決の体制及び手順

苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下のとおりとします。

事業者の窓口	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会 基幹相談支援センター 稲森 直孝 電話 042-394-1555 FAX 042-393-0411
市の窓口	東村山市役所 健康福祉部 障害支援課 電話 042-393-5111 FAX 042-395-2131

こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】	しゃかいふくしほうじん とうきょうとしゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 ふくし うんえいてきせいかいいんかい 福祉サービス運営適正化委員会 しょざいち とうきょうとちよだくかんだするがだい 所在地 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 とうきょうわいだぶるしーえーかいかん かい 東京Y W C A会館3階 でんわ ファックス 電話 03-5283-7020 FAX 03-5283-6997
-----------------------------------	--

16 指定地域移行支援の提供開始予定年月日

していちいきいこうしえん 指定地域移行支援 ていきょうかいしよていねんがっぴ 提供開始予定年月日	年 月 日
---	-------

17 重要事項説明の年月日

じゅうようじこうせつめい ねんがっぴ 重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
--	-------

じょうきないよう せつめい じぎょうしゃ たし う
 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしゃ 利用者	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	印
だいにん 代理人	じゅうしょ 住所	
	しめい 氏名	印